

◎佐賀県条例第7号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりに区分する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりに区分する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 夜間中学業務手当</u></p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(夜間中学業務手当)</u></p> <p>第9条の2 <u>夜間中学業務手当は、夜間に授業を行う学級を置く中学校（以下「夜間中学」という。）に勤務する職員のうち、本務として夜間中学の校長の職にある者、本務として夜間中学に係る校務をつかさどる副校長、本務として夜間中学に係る校務を整理する教頭、本務として夜間中学に係る校務の一部を整理し、又は本務として夜間中学に係る教育に従事する主幹教諭及び本務として夜間中学に係る教育に従事する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、夜間中学に係る業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>管理職手当の支給を受ける職員</u> 700円</p> <p>(2) <u>前号に掲げる職員以外の職員</u> 880円</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。